

第1 請求の受付

1 請求人

住 所 福津市津屋崎5丁目11番5号
氏 名 長 崎 俊 夫

2 請求書の提出

請求書の提出日（監査事務局受付日）は平成28年3月31日である。

3 請求の内容

請求人提出の住民監査請求書による主張事実の要旨及び措置要求は次のとおりである。

(1) 主張事実（要旨）

福津市が発行している「住居表示証明書」は、「昭和37自治丙振発52」による通達の様式とは異なっている。したがって、これは「住居表示証明書」とは認められない。

(2) 措置要求

「住居表示証明書」とは認められない証明書であるため、住居表示に関する法律（昭和37年5月10日法律第119号）第7条の規定には該当しない。したがって、この様式による既発行の証明書に係る発行手数料の徴収を怠っており、市に損害を与えているため、市長はその損害の補てんを行い、このような違法、不当な行為を様式を改めることにより是正すること。

4 請求の要件審査及び受理

平成28年4月6日に監査委員会議を開催し、本件請求については地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成28年4月6日に本件請求を受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して監査対象を「昭和37自治丙振発52」による通達の法的拘束力について、とした。

2 監査対象部署

市民部市民課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第 242 条第 6 項の規定に基づき証拠の提出及び陳述の機会を設けるにあたって、陳述の希望を確認したが「希望しない」との回答であったため陳述会は設けていない。

第 3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により、次のように決定した。

(主文)

監査の結果、法第 242 条第 1 項に規定する「違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収を怠った」事実は認められない。したがって住居表示証明に関する請求人の主張については理由がないものと判断する。

以下その理由について述べる。

1 事実関係の確認

監査の結果、住居表示証明書に関して次の事項を確認した。

福津市の住居表示整備事業は、平成 8 年度から開始している合併前の旧福岡町からの引き続きであり、住居表示証明書は当初から現在発行している様式で定めている。これは、「昭和 37 自治丙振発 52」による通達及び、先行して発行している他自治体の様式を参考に定めたものであり、「住民票（写し）等交付申請書」により、申請者の申請に基づいて発行しているが、これまで提出先機関からこの様式について不備を指摘された事実は皆無である。

2 請求人が主張する事実の検証

請求人の主張のとおり、「昭和 37 自治丙振発 52」による通達では別記様式第 1 で「住居表示証明書」の様式が明確に提示され、「第 2 住居表示に伴う登録税法関係の取扱について」の 2 で「証明書は、別記様式第 1 によること」と明記されている。

しかしながら、通達は平成 12 年 4 月 1 日より施行された地方分権一括法により機関委任事務が廃止されたことで、地方公共団体に対する指揮監督権の行使としての通達という概念はなくなった。また一連の地方分権改革においては、国と地方公共団体の関係を上下・主従の関係から対等・協力の関係に転換することが目的とされ、通達についてもこの趣旨に則り適切に整理することが求め

られた。

これに伴い、それまで指揮監督権に基づき拘束力のあるものとして発出されていた通達のうち、法定受託事務に係る処理基準として、引き続き拘束力を有する必要があるものは、地方自治法第 245 条の 9 に基づく処理基準であることを明示して存続することとし、かつその内容も目的を達成するために必要最小限のものでなければならないとされている。また従来から技術的な助言又は勧告として出されていた通達については、従来どおり助言・勧告として位置付けられるが、その内容の整理が行われ名称も通知等と改められた。

3 監査委員の判断

前記の事実の確認及び請求人が主張する事実の検証の結果、「昭和 37 自治丙振発 52」による通達には法的拘束力はなく、これに示す様式は指針であると判断し、本件請求は棄却する。